

分配的ディレンマ再論

——イギリス障害者運動の展開過程における貧困と所得保障——

東京大学大学院 榊原賢二郎

1 目的

ワークフェアとして把握された社会的包摂は、労働生産能力が低いとみなされた人の排除(=「能力主義」)をもたらした。

それでも、障害に関する構築主義的立場である「障害の社会モデル」は、障害者のワークフェアを志向した。たとえば「障害の社会モデル」の提唱者である UPIAS[UPIAS and DA 1976]は、技術的進歩によって最重度の身体障害者も雇用可能になったと主張し、雇用環境の整備を求めた。しかし、そうした環境整備によっても就労可能な障害者は限定される。

この問題への可能な対処の一つは、複合的な制度であろう。たとえば一般雇用施策と社会的雇用という雇用形態を連続的に組み合わせることによって、より広範な障害者を労働の領域に参加可能にできる[斎藤 2004]。しかしそうした複雑な制度ではなくても、所得保障中心でよいのではないか。これへの異論の一つは、そうした所得保障が、障害の構築を維持強化するというものであった。ストーン[Stone 1984]は、労働に基づく分配制度と必要に基づく分配制度の間の緊張をはらんだ関係(「分配的ディレンマ」)への解決策として、近代福祉国家は障害カテゴリーを構築したと論じる。UPIAS[1976]の見解も同様の物であって、DA(障害連盟)という所得保障派を批判した。

そのため、UPIAS の流れをくむ現在の障害の社会モデルにおいては、所得保障派の立場はあまり検討されない。本稿では、UPIAS が批判した所得保障重視の方向性および制度的背景について検討し、所得保障と障害カテゴリーの構築の関連について考察する。

2 方法

UPIAS が批判した DA には、貧困研究に携わり、相対的剥奪概念を提唱したピーター・タウンゼントが関わっていた。本報告では、彼の著作を、DA およびその前身の DIG という障害者団体に関する資料、および同時代のイギリス社会保障制度と併せて検討する。その検討を通じて、1970 年代前後の、障害者への所得保障派の議論の特質を明らかにする。

3 結果

障害者が置かれた状況は、新しい貧困として位置付けられることとなった。つまりこの時代においても、障害問題は貧困問題として現れるのだが、同時に障害を貧困一般から分離しようとする試みがなされた。しかしそれは障害の構築であって、UPIAS の批判するところとなった。

4 結論

このように、障害の社会モデルの起源には、貧困問題が大きく関わっている。その後のイギリスにおける障害の社会モデルでは、所得保障は時代遅れのものとして周縁化されたが、もう一度社会モデルの起源に立ち返りつつ、就労および所得保障の得失を見極める必要がある。

文献

斎藤縣三(2004)「共同連の「社会的事業所」構想——障害者の労働の未来を切り拓くために」市民セクター政策機構『社会運動』(297)、6-14。

Stone, D. A.(1984), *The Disabled State*, Philadelphia: Temple University Press.

UPIAS and DA(1976), *Fundamental Principles of Disability*, UPIAS and DA.